

審査事項（定量的評価事項）

定量的評価事項に係る審査に当たっては、企業主導型保育施設として、申請施設における施設の職員体制や施設の建築内容の法令等の基準適合状況等の保育の質や、申請事業者の財務状況が施設を継続的かつ安定的に実施するために必要な経営基盤を有していると認められるか等の財務面、労務面が最低限満たされていることを確認した上で、待機児童対策への貢献等を加点要素として考慮し、評価を行うこととする。

保育の質、財務、労務関係

（１）施設の職員体制

施設の職員体制が、質の高い保育の提供を実施するために必要な体制を有していると認められるかについて評価し、評価に応じて加点する。

（２）施設の建築内容の法令等の基準適合状況

施設の建築図面等における建築内容が、各種法令等の基準を満たしていると認められるかについて評価し、評価に応じて加点する。

（３）財務状況

新規申請者の財務状況が、企業主導型保育施設を継続的かつ安定的に実施するために必要な経営基盤を有していると認められるかについて評価し、評価に応じて加点する。

（４）職場における子育て支援の取組み状況

新規申請者の職場において、職員に対する子育て支援に取り組んでいるかについて評価し、評価に応じて加点する。

企業主導型保育事業の意義

（５）待機児童対策への貢献

施設設置市区町村における、認可保育所等への利用の申込みがされているが、利用していない者の数（待機児童数）の状況について評価し、評価に応じて加点する。

(6) 多様な働き方に応じた保育の提供

多様な働き方に応じた保育の提供を実施する施設について評価し、評価に応じて加点する。

(7) 中小企業事業主による事業の実施

中小企業事業主による事業の実施について評価し、評価に応じて加点する。

その他

(8) 整備に要する費用

整備に要する費用について、全国における平均的な建設単価及び利用児童一人当たりの単価を勘案した上で、費用対効果が高いと認められる額となっているかについて評価し、評価に応じて加点する。

(9) 地方自治体への事前相談状況

新規申請者から地方自治体への事前相談が適切に行われているかについて評価し、評価に応じて加点する。

(10) 地方自治体からの推薦

新規申請者の企業主導型保育事業の実施に係る地方自治体からの推薦状況について評価し、評価に応じて加点する。

審査事項（定性的評価事項）

（１）保育の質

施設において従事する従業者や、実施する保育等の内容が、一定程度以上の保育の質が確保されたものとして妥当であると認められるかについて評価する。

【評価方法】

職種別の従事者の数、勤務形態や、施設の運営に関する方針、保育の内容等（保護者に対する子育ての支援を含む。）及び保育の提供内容に関する特色等を確認することにより評価を実施する。

（２）ガバナンス・コンプライアンス

施設における体制（事業実施者の本社等における施設に関する部署の体制を含む。）が、一定程度以上のガバナンスを有し、かつ、コンプライアンスを重視したものとして妥当であると認められるかについて評価する。

【評価方法】

利用者等（利用者又はその家族をいう。）からの相談、苦情等及び保育の提供により賠償すべき事故が発生したときの対応方法や、安全管理及び衛生管理のために講じる措置、情報の管理、個人情報保護等のための取組等を確認することにより評価を実施する。

（３）資金計画

施設の運営に係る資金計画や、事業実施者全体の今後の資金計画が、一定程度以上の計画性を有するものとして妥当であると認められるかについて評価する。

【評価方法】

施設の運営に係る資金計画書、今後５年間の収支予算書（借入等を行う場合の返済額を含む。）や、事業実施者全体の今後５年間の収支（損益）予算書、借入金等返済（償還）計画について確認することにより評価を実施する。

（４）利用定員の適切な設定

施設の利用定員が、保育ニーズの見込みを踏まえ適切に設定されたものとして妥当で

あると認められるかについて評価する。

【評価方法】

従業員枠については利用意向調査の内容や契約企業の利用見込み、地域枠については地方自治体に確認した地域の保育ニーズを確認することにより評価を実施する。

(5) 複数施設の設置

事業実施者が複数の施設を設置しようとする場合に、事業の規模や体制等が妥当であると認められるかについて評価する。

【評価方法】

事業実施者の財政状況等に基づき、複数施設を設置する経営基盤を有しているかを確認することにより評価を実施する。

(6) その他

(1) から (5) 以外の事項において、助成決定を行うことが妥当であると認められるかについて評価する。

【評価方法】

事業内容等の申請内容について、個別の施設において特に考慮しなければならないと認められる内容や、地方自治体からの情報提供の内容等により評価を実施する。

審査事項（ヒアリング）

- （１）申請者の事業の内容及び業績
- （２）職員に対する子育て支援の取組み状況
- （３）保育施設を設置することとした経緯
- （４）保育施設の目指す姿
- （５）保育施設の運営に関する費用負担
- （６）保育施設の設置ニーズ及び職員の要望
- （７）保育施設に関する責任体制
- （８）保育施設の開所までのスケジュール
- （９）その他